



主任児童委員 下山 千恵子さん

地域で子育てを支える・見守る 主任児童委員の活動

私たち主任児童委員は、民生委員と協力して地域の子育てを見守り、身近な相談者として悩みを聞いたたり、必要時は市へ情報をつなぐ活動をしています。

子育てを見守る立場として「地域の人に気軽に声をかけ、顔見知りを広げる」ようにして、次の2点を特に意識しています。

ひとつ目は、子どもや親などに声をかけ、いつも身近に相談者がいることを知ってもらい、地域で孤立させないということです。

ふたつ目は、「見守りの枝」を広げて地域全体で子どものSOSを見逃さないという地域づくりをすることです。

また、子育て支援センターに出向き、先輩ママとして育児相談を行い、育児不安の軽減に努めています。

すべての市民が安心して豊かな子育てができるように、児童虐待防止の活動を今後とも継続していきま

子どもへの虐待とは？

親などの養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を害する、子どもの人権侵害にあたる行爲です。

具体的には、次の4つのタイプがあります。

①【身体的虐待】身体に暴力をふるうこと。殴る、ける、かみつくなど。

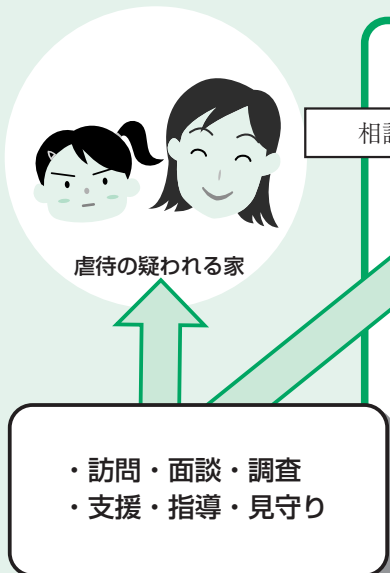
②【性的虐待】子どもに対して性的行爲を強要すること。ポルノの被写体にするなど。

③【ネグレクト（養育の拒否・怠慢）】子どもの成長、発達のために必要な衣食住の世話をしないで放っておいたり、幼い子どもを家に残したまま、たびたび外出したりすること。

④【心理的虐待】子どもの心を傷つけるような言葉を言ったり、無視したりすること。また、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス（DV）を行うこと。

虐待の発見から対応までの流れ

- ～虐待が疑われる兆候～
- ・泣き声や怒鳴り声、叩く音などが終始聞こえる。
 - ・不自然な傷跡がある。
 - ・幼い子どもだけで長時間過ごしている。
 - ・衣服や家が極端に不衛生。
 - ・子どもの意思に反して登校させないなど。



あの子どうしたのかな？
あそこの家族、何か心配・・・
もしかして・・・虐待？

通報

通報

児童福祉課
子育て支援グループ
☎(52)1114

連携

緊急時
命に関わるような
状況の場合は迷わず
110番へ通報
下野警察署
☎(52)0110

連携

県南児童相談所
☎0282(24)6121

- ・法務局
- ・福祉事務所
- ・人権擁護委員
- ・子育て支援センター
- ・子ども発達支援センター
- ・医療機関
- ・教育委員会
- ・警察
- ・民生・児童委員
- ・児童相談所
- ・健康福祉センター
- ・学校・保育園・幼稚園

- ・訪問・面談・調査
- ・支援・指導・見守り

下野市要保護児童対策地域協議会